

議案第二十一号

港区医療法施行条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区医療法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専属の薬剤師を置かなければならない診療所)

第二条 医療法第十八条本文の規定により、開設者が専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時三人以上勤務する診療所とする。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行による医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。